

意見		対応方針	計
			33
画像機器等			18
コピー機等	コピー機等の備考2のプロ用機器の要件に関して、コ.「平綴じ」を「無線綴じ」に修正し、ENERGY STARの基準書原文（Perfect binding）と合わせるべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	3
コピー機等	コピー機の備考14の「表5-1から表5-3の該当する要件」を「表6-1と表6-2の該当する要件」に修正（誤記の修正）。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	2
コピー機等	コピー機等の表1-3の表題の（リユースに配慮した大判コピー機等を含む。）を（リユースに配慮した大判コピー機と大判複合機等を含む。）に修正し基準の対象機種を明確にすべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	2
コピー機等	表5の備考2の「スリープモード消費電力値許容値は適用しない」を「スリープモード消費電力許容値の加算は適用しないに修正」し、許容値加算に対する規定を明確化すべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	2
コピー機等	コピー機等の自動両面要件について、表2-1表2-2の「基本製品に内蔵し、初期設定されていること」を「基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること」に修正すべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	2
プリンタ等	プリンタ等の備考2のプロ用機器の要件に関して、コ.「平綴じ」を「無線綴じ」に修正し、ENERGY STARの基準書原文（Perfect binding）と合わせるべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	3
プリンタ等	プリンタ等の自動両面要件について、表1-2の「基本製品に内蔵し、初期設定されていること」を「基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること」に修正すべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	2
プリンタ等	プリンタ等の自動両面要件について、表4-2の「基本製品に内蔵し、初期設定されていること」を「基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること」に修正すべき。	御意見を踏まえ、記載を変更させていただきます。	2
電子計算機等			2
電子計算機	表2のクライアント型電子計算機に係る備考の「磁気ディスク装置」は特定調達品目である磁気ディスク装置ではなく、40ページ備考6でいう「ハードディスクドライブ」を指すため、用語を統一して「ハードディスクドライブ」と表記すべき。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1
磁気ディスク装置	備考）3 特定の化学物質の含有率基準値について、磁気ディスク装置にはJIS C 0950の附属書の一部だけに限定して適用するのに比し、「なお」以降、その他付属品等にはJIS C 0950全体（化学物質の含有表示方法）を適用するのは不適切である。	JIS C 0950に係る表現については、品目によらず同一の表現としております。このため、他の品目との整合の観点から原文のとおりとします。	1
家電製品			1
テレビジョン受信機	表の備考）4 でいう「磁気ディスク装置」は特定調達品目である磁気ディスク装置ではなく、「ハードディスクドライブ」を指すため、他品目の基準との用語統一の観点から「ハードディスクドライブ」と表記すべき。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1

意見		対応方針	計
自動車等			1
自動車	ETCとカーナビゲーションシステムのみを見直しとなっているが、平成29年夏以降、燃費表示が「JC08モード」から「WLTCモード」に順次切り替わっており、燃費基準値の見直しも必要と考える。	御指摘の主旨を踏まえ、「調達者の手引き」に「WLTCモード」のみ表示されている場合の判断について、説明を記載させていただきます。	1
役務			3
印刷	今後GP認定を取得する印刷工場への運用とし、取得済み工場の再申請は不要にしてほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1
	旧基準の「植物由来の油」は、新基準の「バイオマス」に読み替えることを明記してほしい。	備考7において「バイオマスを含有したインキ」の定義を記載しており、「植物由来の油を含む」としています。	1
	グリーン購入法は民間にまで波及効果をもたらすことが目的だが、製紙メーカーは適用紙の供給を拡大せず縮小方向に進み、今年国は不使用可の特別措置を取った。製紙業界の実態に合った印刷用紙の基準に見直すべき。	印刷用紙については昨年度末に古紙パルプ高配合品の入手が困難な状況から、特定調達物品以外からの調達等について柔軟な対応を図ったところです。国等の機関における調達への影響に係る調査、古紙市場の動向や製紙業界の今後の供給の見込み等の調査が引き続き必要と考えられることから、現段階において判断の基準等の見直しは実施しないこととしました。なお、引き続き実施する調査を踏まえ、必要に応じ適切な対応を図ります。	1
ごみ袋等			1
プラスチック製ごみ袋	10%バイオマスプラスチックを含んでいても、90%は従来通りの石油と考えれば、何も変化していないのと同じであり、企業の努力が見込まれないのではないかと。	令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックについては、最大限バイオマスプラスチックとすることが掲げられています。本品目の植物を原料とするプラスチック（バイオマスプラスチック）の配合率については、市場動向を勘案し、同戦略に基づき、適切に引き上げていく旨備考6に記載しています。	1
全般			7
全般	基本方針で特定調達品目は国等の機関が直接購入する物との規定があるが、各省庁から業務を受注した委託業者が調達する物品も特定調達品目に加えることが妥当と考える。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	1
全般	文具類などに、製品の包装又は梱包に再生プラスチック、バイオマスプラスチックの可能な限りの使用を追加とあるが、包装資材を購入する場合にも再生プラスチック、バイオマスプラスチックの使用の追加があると良い。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの使用については、プラスチック資源循環戦略を踏まえ、引き続き検討を行います。	1
全般	再生品等の含有量が多いものを使うことにより却ってエネルギーを無駄使いし、コストもかかっているのではないかと。総エネルギー量の比較やコストの対比はしているのか。	判断の基準等の設定に当たっては、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮していません。	1
その他	基本方針と関係のない内容	-	4